

人事労務実務と組織づくりのワンポイントレター



おかみさわ通信

おかみさわ社会保険労務士事務所
代表 田村 由理社会保険労務士
A4一枚評価制度&人事制度構築士
仕事と家庭の両立支援プランナー
一般社団法人JBIA認定 Start-up Attendant
日本褒め言葉カード協会認定 褒め言葉トランプインストラクター
電話 0176-58-5885 HP <https://okamisawa-sr.com/>**[実務確認事項] 「永年勤続表彰金」は報酬？それとも賞与？**

厚生労働省から、『「標準報酬月額」の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集』

の一部改正について(令和5年6月27日事務連絡)』が公表され、「事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等(永年勤続表彰金)は、報酬等に含まれるか?」という事例(Q&A)が事例集に追加されました。社会保険(健康保険・厚生年金保険)における取扱いを確認しておきましょう。



(健康保険・厚生年金保険の)報酬・賞与の範囲／永年勤続表彰金は含まれるか？

<当該事例集-報酬・賞与の範囲について-問3>

【問】事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等(以下「永年勤続表彰金」という。)は、「報酬等」に含まれるか？

【答】永年勤続表彰金については、企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報酬等」に該当しない。ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断すること。

<<永年勤続表彰金における判断要件(すべて満たす場合は「報酬等」に該当しない)>>

① 表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。

② 表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

③ 支給の形態

社会通念上いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

☆ 「長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等」については、労働保険や税制上の取り扱いも、それぞれ定められていますので、それらも合わせて確認しておきたいところです。

[決定済 施行前の改正情報] 障害者雇用促進法等の改正 令和6年4月1日施行分のポイント

来年令和6年4月から段階的に障害者の法定雇用率が引き上げられます。実務に影響を及ぼす改正が含まれていますので、確認しておきましょう。

障害者雇用促進法等の改正／令和6年4月1日施行分のポイント

□ 障害者雇用率の引き上げ

次のように引き上げられます(一般の民間企業に適用される率・人数のみ紹介)

区分	改正前	改正後	
	～令和6年3月	令和6年4月～令和8年6月	令和8年7月～
障害者雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
障害者を雇用しなければならぬ事業主の範囲(常時雇用労働者数が右の人数以上の事業主)*	43.5人	40人	37.5人

□ 障害者の算定方法

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間で働く精神障害者については、当分の間、雇用率上、1として算定されます。令和6年4月からは、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者は、雇用率上0.5で算定されます。

□ その他

障害者雇用のための事業主支援として、「障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し」「障害者雇用納付金に係る助成金の新設・拡充等」などが行われます。

☆ 対象事業主には、次の①及び②の義務・努力義務が生じます。

- ① 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告(義務)
- ② 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

先月のおかみさわ事務所の活動



昨年に引き続き、十和田准看護学院でコミュニケーションの授業を担当させていただきました。承認をテーマにした回では、日本褒め言葉カード協会の褒め言葉トランプをつかって自分が好きな言葉が自己受容力アップにつながる感覚を体験してもらいました。「なんでもない日がいい日になった気がします。」「少し照れくささがあつたけどとても楽しく明るい気持ちになりました。」「家族とクラスの皆に笑顔で褒め言葉をたくさん伝えたいです」と嬉しい感想をいただき、気づきを得ていただけたことが感じられました。

このような笑顔の輪を広げる活動を今年も様々な取り組みでいきたいと思っています。

プライベートタイム

7月の三連休はどのように過ごされましたか？

我が家には5歳の息子のお友達が大集合！私はカレーライス2鍋クッキングにチャレンジ！5家族13人とワイワイ、スイカ割りをしたり、かくれんぼをしたり、駄菓子屋風千本引きごっこをしたり、日が暮れるまで丸1日楽しみました。帰り際、次はいつ？と子どもたちから次回開催リクエストをもらい、次回は何を準備しようかな？と子どもが喜ぶレシピのレパートリーを広げるといふ楽しみができました(^^)

